

# 各園案内

町内には、幼稚園・保育園・こども園が全6園あります。各園を簡単に紹介しますので、入園の参考にしてください。

📍 住所 📞 電話番号 🕒 開所時間 😊 利用定員

## 町立 中野幼稚園

📍 中野3176  
 📞 88-4808  
 🕒 8:30~14:00  
 (預かり17:00まで)  
 😊 150人



ピンクの2階建ての園舎が特徴の、広い園庭の幼稚園。みんな元気で、仲良く遊びましょう。

## 町立 おうらこども園

📍 藤川1451-4  
 📞 70-2251  
 🕒 7:30~18:30  
 (預かり17:00まで)  
 😊 150人(保育) 60人(教育)



園の周りには自然がいっぱい。ザリガニ釣りや公園へ散歩など、子どもたちは伸び伸び過ごしています。

## 町立 南保育園

📍 篠塚1735-1  
 📞 88-1240  
 🕒 7:30~18:30  
 😊 120人



園庭では泥遊びやかっこ。裏山では虫探しや探検など、子どもたちは毎日元気いっぱいです！

## 町立 長柄幼稚園

📍 狸塚1256  
 📞 88-0049  
 🕒 8:30~14:00  
 (預かり17:00まで)  
 😊 105人



「よーいドン」幅広廊下で雑巾かけ。「みつけた」広い園庭では虫探し。たくましく生きる力を育てます。

## 町立 中央保育園

📍 中野4398-1  
 📞 88-0230  
 🕒 7:30~18:30  
 😊 120人



地域の人と一緒に育てた野菜が並び園庭。この広い園庭には毎日、子どもたちの笑顔があふれています。

## 私立 風の子保育園

📍 中野2204-1  
 📞 88-5850  
 🕒 7:00~19:00  
 😊 90人



太陽と水と土、うたとリズムを保育の柱に。子どもの感性を豊かにし、心と体がすくすく育ちます。

# 令和3年度の園児を受け付けます 町内幼稚園・保育園・こども園 入園申込

町では、令和3年度に入園する、幼稚園・保育園・認定こども園の園児を募集します。利用を希望する施設によって申し込みの方法が異なりますので、ご確認ください。  
 問合せ 役場子ども支援課 ☎47-5044

## 幼稚園

▶対象 3~5歳児までの就学前の幼児  
**3歳児** 平成29年4月2日~平成30年4月1日生まれ  
**4歳児** 平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれ  
**5歳児** 平成27年4月2日~平成28年4月1日生まれ

▶申込期間 **9月1日(火)~25日(金)**

※土・日曜日、祝日は除きます。

▶申込方法 入園を希望する園に直接申し込む

## 用語解説

**こども園の教育利用** 幼稚園と同様の利用方法。3~5歳の幼児が対象で、保護者の就労状況などにかかわらず利用可能。利用時間は、午前8時30分~午後2時(一時預かりは午後5時)。長期休み期間も、一時預かりの利用で午前9時~午後5時まで利用可能です。

**こども園の保育利用** 保育園と同様の利用方法。0~5歳の乳幼児が対象。保護者の就労などで家庭保育ができない場合、保護者に代わって保育する制度。「友達をつくるため」、「集団生活に慣れるため」などの理由では利用不可。利用時間は、午前7時30分~午後6時30分です。

## 3~5歳児の給食費無償化

町では独自の子育て支援施策として、児童の給食費を無償化しています

▶対象 次の全ての要件を満たす児童  
 ①町内在住で住民登録がある3~5歳児  
 ②幼稚園・保育園・認定こども園などを利用している  
 ③「教育・保育給付認定」を受けている  
 ▶対象額 月額上限4,500円まで  
 ※上限を超える場合は実費負担となります。  
 ▶申請方法 **町立の施設を利用** 申請は必要なし **私立または町外施設を利用** 役場子ども支援課に申請する  
 ※申請書は町ホームページにあります。

## 保育園

▶対象 次の全ての要件を満たす乳幼児  
 ①町内在住で住民登録がある  
 ②就学前の0~5歳児  
 ③両親が共に働いている、または病気やその他の理由により家庭で保育ができない

4月入園希望の申し込み

▶期日 **10月16日(金)**

▶時間 午前9時30分~午後4時30分

▶会場 役場1階エントランスホール

※1歳以上の幼児はその場で簡単な面接をするので同伴してください。

※当日、申し込みができない人は、10月19日(月)~10月30日(金)までに役場子ども支援課に申し込んでください。

▶申込方法 所定の申請書に必要事項を書いて申し込む(就労証明などを添付)

※申請書は子ども支援課、各保育園・認定こども園、町ホームページにあります。

※転園希望の申し込みも同様に受け付けます。

5月以降の入園希望の申し込み

産休や育休からの職場復帰など、年度途中から入園を希望する場合も同様に受け付けます。

▶申込方法 4月入園と同様の方法で申し込む

※育休取得者は、原則職場復帰月の初日に入園。

集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したいという理由では入園できません

定員を超えた場合は利用調整を行い、優先度の高い人から入園決定することになります。定員の都合上、希望の園に入園できない場合があります



申請・問合せ先 役場子ども支援課 ☎47-5044